

蕨市立病院経営改革プラン外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市立病院経営改革プラン(以下「改革プラン」という。)に基づく実施状況について点検・評価するとともに、経営改革に関する各取組等を調査・検討するため、蕨市立病院経営改革プラン外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 改革プランに掲げる行動計画の進捗状況に係る点検・評価に関すること。
- (2) その他市立病院の経営改革のために必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、医療又は病院経営に関し、高い見知を有する者のうちから病院開設者が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の経過及び結果の公表)

第6条 委員会は、会議の経過及び結果を公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立病院事務局庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成27年3月31日にその効力を失う。